# 保　育　料　の　確　認　方　法

**※あくまで目安であり、控除等の内容によってはこのとおりでない場合があります。**

①市町村民税課税資料により所得割額を算定します（父母の合算及び家計の主宰者のもの）

（１）<u>会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方</u>

毎年６月頃、「令和〇〇年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」が勤務先から配布されます。これに記載されている「<u>市民税　税額控除前所得割額④</u>」から「調整控除額」（※）を引いた金額で算定します。

※この通知では調整控除額については「市民税　税額控除額⑤」に含まれており、他の税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）がある場合には調整控除額のみを確認することができません。調整控除額を確認したい場合は通知裏面に記載されている税額控除（調整控除）の計算式を参照してください。

（２）<u>自営業など個人で市民税を納めている方</u>

毎年６月頃、個人で納税されている方に「令和〇〇年度市民税県民税税額決定（納税）通知書」が入間市役所市民税課より送付されます。これに記載されている（Ａ）各所得割合計額（総所得＋山林等＋分離課税＋株式等の譲渡＋上場株式等の配当＋先物取引）から（Ｂ）調整控除額及び所得割調整額を引いた金額で算定します。

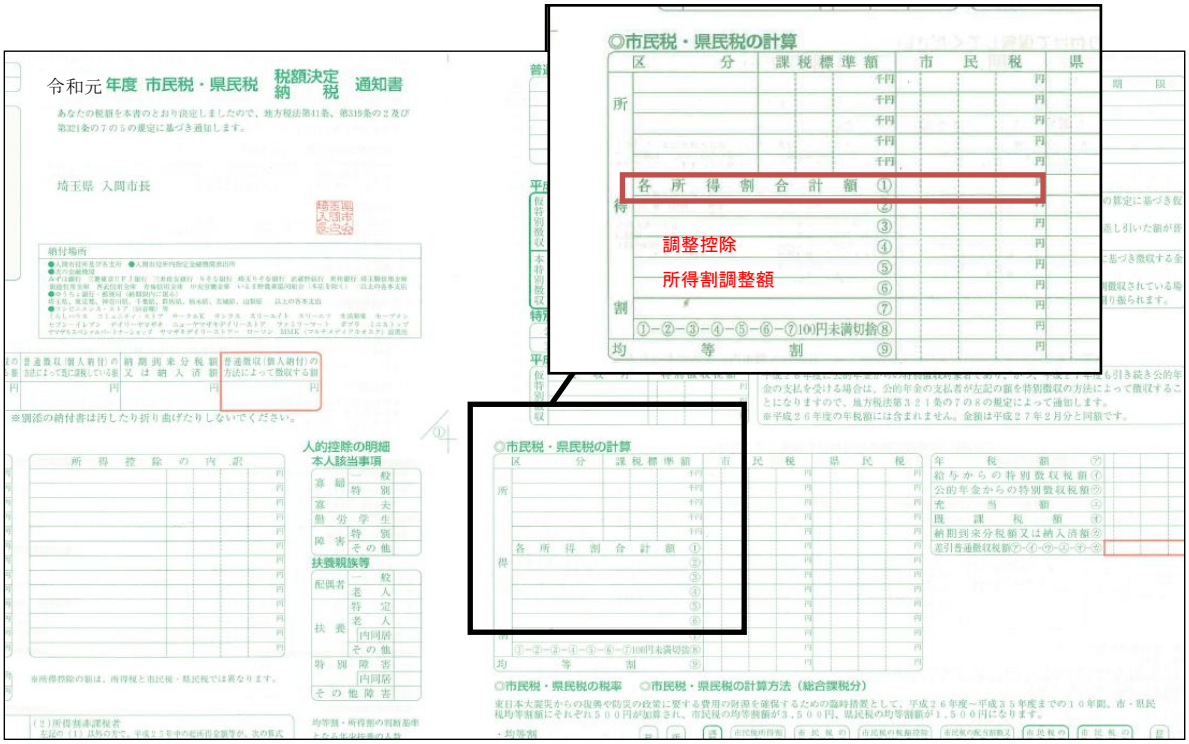


②保育料表にてお子さまの認定区分（教育標準時間／保育標準時間／保育短時間）や年齢等を確認し、手順①で算定した所得割額を当てはめてください